

立川市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項の規定による。

立川市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

立川市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年立川市条例第34号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第5条 ……略……</p> <p>2 期末手当の額は、第2条の規定により定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じた支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 ……略……</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第5条 ……略……</p> <p>2 期末手当の額は、第2条の規定により定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>100 分の 130</u> を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じた支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 及び 4 ……略……</p> |

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。